令和７年度　足立区立千寿第八小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）第１２条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日　文部科学大臣決定)、「足立区いじめ防止基本方針」（平成２６年２月７日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区立千寿第八小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

１　いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

２　足立区立千寿第八学校いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び足立区の「いじめ防止基本方針」に基づき、千寿第八小の全児童が安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指すことを目的として策定する。また、「いじめに対する措置」までの一連の内容を本校全職員が一丸となって取り組むための行動計画とすることがこの基本方針の目的である。

いじめ問題への対策を足立区・教育委員会と学校が主体的かつ相互に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で児童の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

３　いじめの防止に向けた学校の方針

（１）あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

（２）児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

（３）いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、警察等関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。尚、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

（４）いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

（５）相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

第２　いじめ防止等のために実施する施策

１　「千寿第八小学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法第１３条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

２　いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・教務主任・生活指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、ＰＴＡ、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

３　具体的な取組

（１）いじめの防止・早期発見に関すること

ア　心の教育の充実

学校公開において、いじめに関する授業を年１回以上実施する。

「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、道徳の授業や道徳授業地区公開講座の中で年２回以上確実に実施する。また、「主として人との関わりに関すること。」にも重点を置き、年８回以上実施する。

学級活動の時間において各学年で「ふわふわ言葉とちくちく言葉」を取り上げ、相手を思いやる気持ちを育てると共に、掲示することで継続的に指導できるようにする。

人権週間において、高学年で「人権標語」、低学年で「思いやりの木」を作る活動を行うことにより、児童の人権意識を高める。

道徳の授業においては、東京都道徳教育教材集等の活用を図っていく。

セーフティ教室において、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を実施する。

イ　児童会の活性化

ふれあい月間中に、代表委員会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

ウ　学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

「わかる」「できる」を実感できる授業づくりに取組み、一人一人の学習への意欲を高め、基礎学力の定着を図る。

エ　校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を年３回以上実施する。

隔週で生活指導連絡会を行い、児童のいじめの兆候となる言動や問題行動についての共通理解を図る。その他、必要に応じて臨時生活指導連絡会を行う。

オ　スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童のケアができるようにする。またスクールカウンセラーの記録書を回覧し、情報を共有化することにより、いじめ防止、いじめ対応を迅速かつ適切に行うことができるようにする。

カ　児童の自己有用感の高揚

すべての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、称賛することで児童一人ひとりに自信をもたせる。

キ　保護者への意識啓発

いじめの重大性や家庭教育の重要性を共通理解するために、学校だより・生活指導だより等で適宜広報する。

保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。

学校が、ＰＴＡと開かれた学校づくり協議会と共催で、いじめ防止を中心として心の教育をテーマとした講演会・協議会を実施する。

ク　いじめ相談窓口の拡大

学校内にいじめ相談箱を設置する。

ケ　アンケートや面談におけるいじめ調査

年に三回（６月・１１月・２月)、学校生活及びいじめに関するアンケートを行い、いじめの早期発見に努めいじめがあると疑われる場合には、二者面談や三者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

コ　警察との連携について

児童の命や安全を守ることを最優先に考え、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど、学校だけでは対応しきれない事案においては、ためらうことなく、直ちに所轄警察署に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

（２）いじめの対応に関すること

ア　いじめを受けた児童を最優先

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ　迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

ウ　関係機関との連携

こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。

いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を、警察や児童相談所等と連携して講じる。

第３　重大事態への対処

１　重大事態の発生と調査

（１）重大事態の意味

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第二十八条において以下のように示されている。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

・児童が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間３０日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態と捉える必要がある。

また、いじめ防止対策推進法第二十三条六項の規定「学校はいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」との定めに従って迅速に対応する。

（２）重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

（３）調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

（４）調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。